(4) UIJターン保育士支援補助金

1 補助対象者

以下のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 令和5年3月1日以降に愛媛県外から本町に転入し、町内に所在する伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年伊方町条例第20号)第2条第4号に掲げる保育所(以下「保育所」という。)で、都道府県知事が発行した保育士証を有する保育士として常勤する者
- (2) 愛媛県内の指定保育士養成施設に入学し、卒業の翌年度までに町内の保育所で初めて保育士として常勤する者
- (3)町内に在住していた者であっても、愛媛県内外の指定保育士養成施設に入学し、卒業の翌年度までに町内の保育所で初めて保育士として常勤する者

2 補助対象経費

令和5年4月1日以降、かつ、保育施設等に雇用されることが確定した日以降 に契約又は購入し、支払いを完了した下記のアからウまでの経費で、消費税を含 む。

ア 引越費用

町外から現在居住する町内物件への転居に関する引越費用で、引越業者又は 運送会社に支払った実費

イ 不動産契約仲介料、家賃、共益費

敷金、入居物件の所有者に対する礼金は対象としない。

申請者本人又は配偶者の2親等以内の親族が所有する物件に入居した場合は 補助対象としない。

住宅に付随する駐車場の賃借料について、家賃に含まれ区分できない場合は 補助対象とするが、駐車場賃借料として明記されている場合は補助対象経費か ら控除する。

職場からの家賃補助がある場合、支払った家賃等の額から当該補助金額を控除した金額が補助対象経費となる。

ウ 生活用品購入費(洗濯機、冷蔵庫、テレビ等)

送料・配達料、設置工事費は補助対象とするが、附属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。

なお、クレジットカード等を用いた信用販売により購入した場合は、資金決済の完了を確認できる場合に限り補助対象とする。

3 補助限度額:20万円(1人1回限り)

4 提出書類

- (1)人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) U I Jターン保育士支援補助金申請明細書

- (3) 申請者にあっては、町税の滞納がないことを示す書類(完納証明書)
- (4) 雇用証明書(勤務先の保育施設等が発行したもの)
- (5)補助金振込先口座の通帳写し等(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、 口座名義人が明記されたもの)
- (6) 愛媛県外から本町内に転入した場合は、転入したこと及び転入日が分かる書類 (住民票等)
- (7) 指定保育士養成施設を卒業後1年以内に勤務した場合は、卒業を証明する書類 (卒業証明書等)
- (8) 契約書(ア又はイのうち不動産契約仲介料を補助対象とする場合)、明細書(アの場合)又は賃貸借契約書(イのうち家賃を補助対象とする場合)の写し
- (9) 領収書原本(領収書が発行されていない場合は、補助対象経費が支払われたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。)
- (10) 配置、設置後の写真及び保証書写し(ウのうち家電等を購入した場合)
- 5 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項
- (1) 受付期限:令和6年3月8日(金曜日)必着
- (2) 受付方法:提出書類等を下記の申請受付窓口に持参又は郵送すること。 ただし、郵送による申請については、上記受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。

なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

- (3) その他留意事項:上記受付期限内に受付した場合にあっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。
- 6 申請受付窓口・問合せ先

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1 伊方町保健福祉課 電話 0894-38-0217

受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例(平成17年伊方町条例第3号)第1条第1 項各号に掲げる町の休日を除く。